

電話・FAXによる緊急情報配信サービスをはじめます

	固定電話の場合	FAXの場合
対象者となる人	市内在住で、「緊急速報メール(エリアメール)」を受信できる携帯電話、スマートフォンを所持しておらず、下記①②のどちらかに該当する人 ①高齢者(65歳以上)の人 ②身体障害者手帳(視覚障害)の交付を受けている人	市内在住で、「緊急速報メール(エリアメール)」を受信できる携帯電話、スマートフォンを所持しておらず、身体障害者手帳(聴覚障害)の交付を受けている人 または高齢者(65歳以上)の人で、防犯電話機能により、電話での受信ができない人
配信方法	登録した電話番号へ緊急情報を配信(機械による合成音声がかかります)	登録したFAX番号へ緊急情報を配信
サービスの開始時期	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急情報の配信：令和4年1月4日(火)～ ・利用登録の受付：12月1日(水)～(※随時受付を行います) 	
配信される緊急情報	<ul style="list-style-type: none"> ・避難情報(高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保) ・その他、緊急で周知が必要な情報 	
利用料金	無料でご利用いただけます ※ただし、FAX受信のためのインク、用紙代はご負担ください	

- 申請方法**▼
- (1) 申請書
[困]危機管理課または[松]総務管理課の窓口、市ホームページから入手できます。
- (2) 提出方法
窓口を持参するか、郵送、FAX、電子メールにて提出してください(代理人申請可)。
- ※問合せへの対応および窓口での申請書提出は、土日・祝日と年末年始(12月29日～1月3日)を除く、午前8時30分～午後5時15分です
- (3) 提出先
- ① 窓口…[困]危機管理課または[松]総務管理課
- ② 郵送…〒379-0192 安中市安中1-23-13 安中市役所危機管理課危機管理係宛
- ③ FAX…027-329-6065
- ④ 電子メール…kikkanri@city.annaka.lg.jp



問合せ▶[困]危機管理課危機管理係 ☎内線1135)



※広告内容については、広告主に直接お問い合わせください